

●香川県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年1月22日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字北寿ノ町869番 2地先から 高松市川島東町字川島878番2地 先まで	前	8.0~18.0	123	春日川河川激甚 災害対策特別緊 急事業による川 島橋架替えに伴 う仮道設置
	後	8.0~18.0	123	
		11.0~29.0	137	

- 4 供用開始の期日 平成20年1月23日